

重要事項説明書

(注) 保険申込書への署名または捺印は、この書面の受領印を兼ねています。

AIG損害保険株式会社

●この書面では、国内物流総合運送保険スペシャルパッケージに関する重要事項（【契約概要】【注意喚起情報】等）についてご説明しています。ご契約前に必ずお読みいただき、お申し込みくださいますようお願いいたします。

契約概要 保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報 ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項

●契約の内容は、保険種類に応じた普通保険約款・各特約（特別約款または特約条項等を含みます。以下同様とします。）によって定まります。この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については「保険の約款、パンフレット」等にてご確認ください。

●ご契約者と被保険者が異なる場合には、この書面に記載の事項を、被保険者の方に必ずご説明ください。

※ご不明な点につきましては、取扱代理店・扱者または弊社までお問い合わせください。

I. 契約締結前におけるご確認事項

1. 商品の仕組み

契約概要

●ご契約内容について

国内物流総合運送保険スペシャルパッケージは製造業・卸売業・小売業に携わる被保険者（保険の補償を受けられる方）が日本国内に所有または管理する商品（原材料・部品・製品・半製品を含みます。）を対象とし、「輸送中」、「保管中」、「加工中」、「納入作業中」および「店舗販売中」に発生した事故により、貨物（保険の対象）に損害が生じた場合に保険金をお支払いする運送保険です。

お客さまのご意向に基づき「輸送中」のみの補償（注1）も選択できます。

また、建設業に携わるお客さまについても、建設工事現場までの「輸送中」、「保管中」、「加工中」に発生した事故（注2）に限定して、建設工事の対象物（建設工事に付随する仮工事（注3）の対象物は除きます。）を構成する材料を補償の対象に含めることができます。

（注1）「輸送中」のみの補償を選択した場合は、「保管中」、「加工中」、「納入作業中」、「店舗販売中」に発生した事故による損害は補償の対象外となります。

（注2）「納入作業中」、「店舗販売中」および建設工事現場での「保管中」、「加工中」に発生した事故による損害は補償の対象となりません。

（注3）仮工事とは、支保工、型枠工、支持枠工、足場工、土留工、防護工などをいいます。

2. 基本となる補償および保険金額等

●基本となる補償 契約概要 注意喚起情報

(1)基本となる補償条件はオール・リスク担保です。

すべての偶然な事故および共同海損行為によって生じた貨物の損害に対して保険金をお支払いする条件ですが、お支払いできない場合があります。以下の「●保険金をお支払いできない主な場合」をご確認ください。

(2)保険の対象となる貨物

被保険者が所有または管理し、日本国内に所在する商品（原材料・部品・製品・半製品を含みます。）が対象となります。被保険者が第三者から受託している商品についても対象となります。

ただし、次に掲げる貨物は、保険の対象に含まれません。

①不動産

②販売目的でない所有品（設備、装置、機械、器具、工具、什器・備品およびこれらに準ずる物を含みます。）、建設工事に付随する仮工事の対象物（建設業の場合）

③レンタル用品（リース・デモ品等貸し出し中商品を含みます。）

④海上輸送中の貨物（主として陸上を運送される貨物を除きます。）

⑤輸出の目的をもって輸出本船または輸出航空機に積込まれた以降の貨物

⑥輸入本船または輸入航空機より荷卸しを開始以前の貨物

⑦自動車（原動機を有する車両すべて、農耕用作業車を含みます。）

⑧屋外設置の自動販売機内収容商品

⑨次のうち1点または1組30万円を超えるもの

宝石・貴金属類（ただし、貨物が粒状の場合は1梱包あたり30万円を超えるものとします。）、宝飾品（時計、アクセサリを含みます。）、美術品・骨董品類（書画、彫刻物、工芸品を含みます。）

⑩貨紙幣類・有価証券・新株券、金・銀・白金の地金（別記の「貨紙幣類・有価証券・新株券の定義条項」に定めるものをいいます。）

⑪データ、ソフトウェア、プログラム等の無体物、漁業権、特許権、もしくは著作権その他の権利または電気もしくはエネルギー

次に掲げる貨物は、貨物の内容によって補償条件が制限されます。

■温度管理される貨物

貨物の種類に応じて、冷凍、冷蔵、保冷、保温等の所定の温度および品質を一定に保つための機能のある梱包、容器、機械・装置・資材を備えた輸送用具、設備、コンテナ、施設または建物に収容される貨物をいいます。温度管理される貨物の損害に対しては、次のとおり保険金をお支払いします。

温度管理される貨物	補償条件
①「輸送中」の貨物	すべての偶然な事故によって生じた温度変化による損害に対して、保険金をお支払いします。 以下によって生じた温度変化による損害（注1）を含みます。 ア. 貨物または輸送用具に、この保険契約にて担保される危険に起因する事故が原因で、輸送用具が自力で走行できない状態になったことによって生じた運送の遅延（注2） イ. 貨物または輸送用具に、この保険契約にて担保される危険に起因する事故が原因で、被保険者または輸送に従事する者が法令上、社会通念上、適当な初期対応を行うために、輸送用具の駐車または停車、もしくは貨物の一時的な保管を余儀なくされたことによって生じた運送の遅延（注2）

	ウ.被保険者または輸送に従事する者の過失によって、梱包、容器、機械・装置・資材、設備またはコンテナに生じた荷造りの不完全(注3)
②「保管中」、「加工中」、「納入作業中」、「店舗販売中」の貨物	以下によって生じた温度変化による損害(注1)に対して、保険金をお支払いします。 ア.冷凍・冷蔵・保冷・保温貨物等の温度管理のために使用されている機械・装置の破損・故障(保険証券記載の時間以上継続した場合に限ります。ただし、保険証券に時間の記載がない場合は継続した時間を問いません。) イ.貨物を冷凍・冷蔵・保冷・保温等温度管理する収容設備またはコンテナ(ア.の機械・装置を除きます。)の破損・故障 ウ.火災、爆発

(注1) 保険金をお支払いできない「貨物の自然の消耗またはその性質もしくは欠陥によって生じた自然発火・爆発・むれ・かび・腐敗・変質・変色・さび・蒸発・昇華その他類似の事由」に関する規定を「貨物の通常の漏損、重量もしくは容積の通常減少または自然の消耗(加工作業により生ずる通常の減耗を含みます。)」に関する規定に読み替え、これらが生じた場合には、保険金をお支払いできません。

(注2) 温度管理される貨物については、①「輸送中」の貨物の場合、上記ア.イ.に限定して、「運送の遅延」によって生じた温度変化による損害に対して、保険金をお支払いします。

(注3) 温度管理される貨物については、①「輸送中」の貨物の場合、上記ウ.に限定して、「荷造りの不完全」によって生じた温度変化による損害に対して、保険金をお支払いします。

■条件制限貨物

補償条件が制限される以下の貨物をいいます。条件制限貨物の損害に対しては、次のとおり保険金をお支払いします。

条件制限貨物	補償条件
①生動物(活魚を含みます。)	運送保険普通保険約款(特定危険担保)(注1)により補償される事故によって生じた1頭毎の死亡による損害に対してのみ、保険金をお支払いします。
②野積み(貨物を覆う屋根および壁のない場所に置かれた状態をいいます。)または被覆(ひふく)の完全でない輸送用具に積まれている間の貨物(注2)	運送保険普通保険約款(特定危険担保)(注1)により補償される事故によって生じた損害に対してのみ、保険金をお支払いします。
③ばら積み貨物(液状、粉状、泥状、気状、結晶状、塊状等の形状で、個数によらず重量または容積により取引が行われる貨物であり、梱包せず輸送用具にそのまま積載して輸送される貨物または梱包せずにそのままもしくは収容設備内で保管されている状態の貨物をいいます。)	次の損害に対してのみ、保険金をお支払いします。 ア.運送保険普通保険約款(特定危険担保)(注1)により補償される事故および車両1台ごとの盗難によって生じた損害 イ.輸送用具・収容容器の破損による汚染・汚損・漏れ損 ウ.積み込み・荷卸しまたは積替え作業の過失によって投入されるべき収容容器以外の収容容器へと誤投入されたことによる汚染・汚損 エ.積み込み・荷卸しまたは積替え作業において使用されるホース・パイプ類からの漏出によって貨物に生じた損害(ただし、ホース・パイプ類自体の欠陥によって生じた損害を除きます。) オ.冷凍・冷蔵・保冷・保温貨物等の温度管理のために使用されている機械・装置の破損・故障(保険証券記載の時間以上継続した場合に限ります。ただし、保険証券に時間の記載がない場合は継続した時間を問いません。)、または、貨物を冷凍・冷蔵・保冷・保温等温度管

	理する収容設備またはコンテナ(前記の機械・装置を除きます。)の破損・故障によって生じた温度変化による損害
--	--

(注1)「特定危険担保」条件とは、火災、爆発もしくは輸送用具の衝突・転覆・脱線・墜落・不時着・沈没・座礁・座州によって生じた損害または共同海損犠牲損害に対して保険金をお支払いする条件です。

(注2)ただし、ア.からウ.に該当する場合は、野積み中または被覆の完全でない輸送用具に積まれている間の貨物とはみなしません。

ア.貨物が密閉式の金属製または強化プラスチック製コンテナ・収容設備に収容されている場合

イ.貨物が、通常の輸送過程における一時的な輸送待ち、仕分け、積替え作業中の場合、または、「納入作業中」、「店舗販売中」、それぞれの目的のために納入作業および店舗販売の行為がなされている場合

ウ.保険契約者、被保険者またはこれらの者の使用人が、貨物が野積みされている事実を知らず、かつ、知らなかったことについて重大な過失がなかった場合

●保険金をお支払いできない主な場合 **契約概要** **注意喚起情報**

(1)次の事由によって生じた損害に対しては保険金をお支払いできません。

- ①保険契約者、被保険者等の故意または重大な過失による損害
- ②貨物の自然の消耗や性質・欠陥による損害(自然発火、むれ、かび、腐敗、変質、変色、さび、蒸発等)
- ③荷造りの不完全による損害
- ④輸送用具が貨物を安全に輸送するのに適していなかったことによる損害
- ⑤運送の遅延による損害、間接損害(慰謝料・違約金等)
- ⑥戦争・内乱、魚雷・機雷の爆発、押収、検疫、公権力による処分による損害
- ⑦ストライキ、集団によりなされた暴力的かつ騒動的な行動による損害
- ⑧地震、噴火もしくはこれらによる津波またはこれらに関連のある火災その他類似の事故によって生じた損害(注)
- ⑨地震、噴火もしくはこれらによる津波により異常な状態が存続する間に生じた損害(注)
- ⑩原子核反応等による損害
- ⑪「輸送中」以外の状態にある間のテロ行為等による損害(「輸送中」については普通保険約款およびテロ危険免責特別約款以外の特約の規定に従い、保険金のお支払いの可否を判断します。)
- ⑫化学兵器、生物兵器、生物化学兵器または電磁兵器による損害
- ⑬直接であると間接であるとを問わず、サイバー攻撃によって生じた損害
- ⑭この保険契約に基づく補償の提供、保険金の支払または便宜の提供によって、弊社または弊社の親会社もしくは最終的支配会社が、国際連合決議による制裁、禁止もしくは制限、または日本国、ヨーロッパ連合(EU)もしくはアメリカ合衆国の通商・経済制裁に関する法令もしくは規則に抵触する場合(注)地震危険担保特別約款をセットした場合を除きます。

(2)「保管中」、「加工中」、「納入作業中」および「店舗販売中」については以下のお支払いできない場合が追加されます。

- ①棚卸しの際に発見された数量の不足による損害
- ②紛失、その他原因不明の数量の不足による損害
- ③「店舗販売中」に生じた万引きによる数量の不足による損害

(3)「加工作業段階」については以下のお支払いできない場合が追加されます。

ただし、②から⑥の事由により火災または爆発が生じた場合における、その火災または爆発により生じた損害を除きます。

- ①通常の加工工程で発生する不良品損害
- ②各種機械または設備の破損、故障、停止または変調による損害(注1)
- ③加工工程の欠陥、加工作業をほどこす保険の対象の設計上または瑕疵(かし)に起因する損害

- ④各種機械または設備の誤った作業設定および誤った操作による損害(注2)
- ⑤各種機械または設備を用いない作業員の誤った加工作業による損害(注2)
- ⑥電力の停止または異常な供給による損害

(注1)ただし、各種機械または設備の日常の使用もしくは運転に伴う摩滅、消耗または劣化を除き、偶然かつ外来的な原因による各種機械または設備の破損、故障により生じた保険の対象の損害については補償します。

(注2)ただし、加工作業中、構内移動中における保険の対象の落下、他物との衝突・接触による破損・まがり損・へこみ損害については補償します。

(4)「納入作業段階」については以下のお支払いできない場合が追加されます。

ただし、①から⑤の事由により火災または爆発が生じた場合における、その火災または爆発により生じた損害を除きます。

- ①据付作業、検収作業上の拙劣および瑕疵(かし)による損害
- ②電気的事故および機械的事故による損害
- ③電力の停止または異常な供給による損害
- ④偶然外来の危険によらない保険の対象の破損、故障、停止または変調による損害
- ⑤保険の対象の設計上または瑕疵(かし)による損害

●お支払いする保険金

(1)輸送中・不特定保管場所

①「輸送中」、「保管中」、「加工中」、「納入作業中」(注1)および「店舗販売中」に発生した事故により、貨物(保険の対象)に損害が生じた場合に保険金をお支払いします。ただし、お客さまのご意向に基づき「輸送中」のみの補償も選択できます。

②自社工場・自社倉庫だけでなく、加工委託先における保管中、加工中も補償の対象となります。

③1事故支払限度額(注2)は、5,000万円です。

「輸送中」の支払限度額は、「納入作業中」(注1)の支払保険金にも適用されます。ただし、「輸送中」のみ担保の場合は、「納入作業中」は含まれません。

(【Business Guard】の場合、1事故5,000万円まで1,000万円単位で設定できます。)

(注1)「納入作業中」とは、輸送に付随した据付作業、検収作業の間をいい、納入場所搬入後、貨物が引渡されるまでをいいます。ただし、「納入作業中」の貨物にかかわる担保期間は、その貨物が各納入場所に搬入された日の翌日の午前0時から起算して30日をもって限度とし、納入場所に搬入された日によって担保期間は終了します。

(注2)同一の危険事由により複数の事故が発生した場合、これら全体を1事故とみなします。以下同様とします。

(2)特定保管場所

手厚い補償が必要な保管場所(加工工場、販売店舗等を含みます。)については、前年度売上高の15%または10億円のいずれか低い額を支払限度額として設定できます。(複数箇所設定の場合は、それらの総額となります。)

(3)受託貨物

①被保険者が第三者(「委託者」といいます。ただし、委託者は被保険者へ直接委託した者に限ります。)から受託している貨物に損害が生じた場合に、保険金をお支払いします。ただし、被保険者は、委託者に対して以下の支払義務があります。

(ア)被保険者は、受領した保険金のうち被保険者が負担した運送賃および加工賃を除いた金額を、委託者に支払わなければなりません。

(イ)(ア)の規定に違反した場合には、被保険者は、すでに受領した保険金のうち委託者に支払われなかった金額を弊社に返還しなければなりません。

(ウ)被保険者は、受領した保険金に他保険契約で支払われる金額が含まれる場合は、当該金額を弊社に返還しなければなりません。

②委託者への支払を証する書類として、弊社が①に基づき保険金を支払う場合は、被保険者は次に掲げる書類のいずれかを、弊社に提出するものとします。

(ア)委託者が保険金の請求内容について了知していることが確認できる書類

(イ)委託者が被保険者から金銭を受領したことが確認できる書類

(ウ)被保険者が委託者に金銭を支払ったことが確認できる書類

③②(ア)から(ウ)までの書類に故意に事実と異なる記載をし、もしくは事実を記載しなかった場合、その書類を偽造もしくは変造した場合、または①の義務に違反した場合は、保険金を弊社に返還しなければなりません。

④①に従い支払われる1事故支払限度額は、保険証券記載のそれぞれの支払限度額の範囲内で、かつ、受託貨物のみをの保険金として時価額を限度に1回の保険事故につき1,000万円(保険証券上別段の取り決めの記載がある場合を除きます。)まで補償します。

(4)次の費用についても保険金をお支払いします。ただし、輸送中・不特定保管場所・特定保管場所それぞれの支払限度額内での支払いとなります。

①残存物取片付け費用

基本補償で補償される損害が発生した場合に、損害の発生した貨物の残存物取片付けや廃棄に必要な費用を残存物取片付け費用保険金として、1回の保険事故につき500万円を限度に実費をお支払いします。

②臨時費用

基本補償で補償される損害が発生した場合に、臨時に生じる費用を臨時費用保険金として、1回の保険事故につき貨物の損害保険金の10%または200万円のいずれか低い金額を限度にお支払いします。

③検査諸費用

基本補償で補償される危険が発生し、貨物に保険事故が発生した可能性があるときと当社が認定した場合に、貨物の損害発生の有無、原因、範囲の特定または修繕等に要する費用の調査を目的とした検査に要する費用のうち、その検査の結果として、貨物の損害発生の有無にかかわらず、要した必要かつ有益と当社が認めた費用を検査諸費用保険金として、1回の保険事故につき500万円を限度に実費をお支払いします。ただし、検査諸費用保険金には、貨物の検査、仕分、再梱包費用(注)およびこれらに付随する運賃、諸掛りを含み、保険金を支払う損害の有無にかかわらず支出する通常の費用は含みません。

(注)再梱包費用については、貨物の梱包材が滅失または損傷を被った場合、貨物の損害発生の有無、原因、範囲の特定または修繕等に要する費用の調査にかかわらず、貨物の保険価額を限度に当該梱包材を修繕、交換するために実際に要した費用をお支払いします。

④納入継続追加費用

基本補償で補償される損害が発生した場合に、被保険者が荷受人との間で合意をした納期の遅延を回避または軽減する目的で貨物またはその代替となる同種の貨物を、荷受人まで納入継続するために追加で発生した費用のうち、当社が必要かつ有益と認めた緊急納入するために要した緊急調達・緊急製造・緊急修理・緊急輸送に伴う割増の追加費用および追加運賃を納入継続追加費用保険金として、1回の保険事故につき500万円を限度に実費をお支払いします。ただし、③の検査諸費用保険金のみが支払われる場合、納入継続追加費用保険金をお支払いできません。

(5)年間総支払限度額

「保管中」、「加工中」および「店舗販売中」の貨物について「不特定保管場所」および「特定保管場所」にて「保険期間」中に生じた「特定の自然災害」(注)にかかわる保険事故による損害に対して、当社が支払う保険金の通算の支払限度額(この保険契約においては、「年間総支払限度額」といいます。以下同様とします。)は、契約締結時における保険証券記載の「不特定保管場所」および「特定保管場所」の1回の保険事故における支払限度額の最高額の5倍とし、10億円を超えません。

ただし、この保険契約に地震危険担保特別約款(国内物流総合運送保険用)がセットされている場合は、地震危険担保特別約款(国内物流総合運送保険用)の「年間総支払限度額」またはこの保険契約における

「年間総支払限度額」のどちらか高い方の額が「年間総支払限度額」となります。

(注)台風(気象庁により名称を定められ、公に発表された北西太平洋または南シナ海に存在する熱帯低気圧のうち、低気圧域内の最大風速が一定以上のものをいいます。)および水災(台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等をいいます。)による損害をいい、地震危険担保特別約款(国内物流総合運送保険用)がセットされている場合には、地震危険担保特別約款(国内物流総合運送保険用)で保険金が支払われる地震、噴火もしくはこれらによる津波またはこれらに関連のある火災その他類似の事故による損害を含みます。

●**保険価額と保険金額** **契約概要**

別段の取り決めがない限り、保険価額は被保険者の仕入価格とし、保険金額は保険価額と同額とします。ただし、次の貨物については、以下のとおりとします。

- ①仕入れ後、加工中、加工後の貨物については被保険者が負担すべき加工賃その他諸掛りを上乗せした額とします。
- ②販売先が決定し、仕切状(注)がある貨物(加工を行う貨物については加工が完了している場合に限りです。)については、その仕切状面価額または販売価格とします。
- ③中古貨物の場合は貨物発送の地および時における貨物の時価額とします。
ただし、販売先が決定し、仕切状(注)がある貨物(加工を行う貨物については加工が完了している場合に限りです。)については、その仕切状面価額とします。
- ④貨物がテープ・ディスク等の記録媒体、図案、模型、書類、その他これらに類するものである場合は、再作成費用(紙代、コピー代、人件費等。その内容物の付加的価値を含みません。)とします。
ただし、不特定多数のユーザー向けの販売商品で販売先が決定し、仕切状(注)がある貨物(加工を行う貨物については加工が完了している場合に限りです。)については、その仕切状面価額とします。
(注)荷送人が荷受人に発行する勘定書・納品書・請求書など、この保険で対象となる貨物の明細(商品名・数量・金額など)が記載されたものをいいます。

●**ご希望によりセットできる主な特約とその概要** **契約概要**

セットできる主な特約とその概要は次のとおりです。詳しくは、取扱代理店・扱者または弊社までお問い合わせください。

(1)地震危険担保特別約款

地震・噴火またはこれらによる津波により、基本補償で対象となる貨物が損害を受けた場合、基本補償に従って、この特別約款の支払限度額を上限として実際の損害額をお支払いする特別約款です。

ただし、「輸送中」のみの補償を選択した場合はセットできません。

保険金をお支払いできない主な場合は「●保険金をお支払いできない主な場合」をご覧ください。

※「条件制限貨物」は、条件制限貨物の補償の範囲内でのお支払いとなります。

■**支払限度額**

保険期間を通じて、以下の支払限度額が限度となります。

- ①輸送中・不特定保管場所合算:300万円から1,000万円を設定できます。
- ②特定保管場所は、基本補償の設定に従って以下のとおりとなります。

基本補償で設定した特定保管場所	基本補償と同額の設定となります。
基本補償で設定していない特定保管場所	2,000万円、3,000万円、4,000万円、5,000万円のいずれかで設定できます。ただし、5箇所までに限ります。

※ただし、特定保管場所の支払限度額の合計は前年度売上高の15%または10億円のいずれか低い額となります。(複数箇所設定の場合は、それらの総額となります。)

③「保管中」、「加工中」および「店舗販売中」の貨物について「不特定保管場所」および「特定保管場所」にて「保険期間」中に生じた保険事故による損害に対して、当社が支払う保険金の通算の支払限度額(「年間総支払限度額」といいます。)は、契約締結時における保険証券記載の「不特定保管場所」および「特定保管場所」のそれぞれの支払限度額の合計額とし、10億円を超えません。

(2)貨紙幣類・有価証券担保特別約款

基本補償で対象とならない、被保険者の業務にかかわる貨紙幣類・有価証券について、日本国内における輸送中および被保険者の店舗・事務所等における保管中に生じた損害を包括的に補償する特別約款です。

①この特別約款で対象となる貨紙幣類・有価証券

貨紙幣類	<p>貨紙幣 小切手(小切手としての要件を充足しないものは除きます。)、トラベラーズチェック、郵便切手、収入印紙、収入証紙、国民年金印紙、特許印紙、自動車重量税印紙、自動車検査登録印紙、自動車審査証紙、登記印紙、健康保険印紙、金券、商品券、ギフト券、図書券、購買券、景品券、食券、クーポン券、高速道路回数券、入場券(前売券を含みます。)、郵便為替、利札、記名・捺印済み預金の払戻請求書、宝くじ(抽せん日前に限りです。)、商品引換券、乗車券(定期券、航空券を含みます。)</p> <p>プリペイドカード(テレホンカード、オレンジカードその他の乗車用、図書カード、百貨店・スーパーマーケット用、ガソリンスタンド用等) 上記記載のうち外貨建の貨紙幣類</p>
有価証券	<p>預金通帳、預金証書(譲渡性定期預金証書を含みます。)、金通帳、金証書、金信託証書、その他の金預り証書または証券(ただし、印鑑とともに輸送・保管する場合は「貨紙幣類」とみなします。)</p> <p>手形(手形としての要件を充足しないものは除きます。)、C.P.(コマーシャル・ペーパー)、株式申込証拠金領収証、株式払込金領収証、株式配当金領収証、郵便振替支払通知書、国債証券、公・社債券、公債登録簿書</p> <p>株券、新株引受権証書 出資証券、投資信託の受益証券、貸付信託の受益証券、抵当証券国債・株券・公社債・投資信託または貸付信託の受益証券・C.P.(コマーシャル・ペーパー)・譲渡性定期預金証書の預り証、船荷証券、倉庫証券、荷渡指図書 上記記載のうち外貨建の有価証券</p>

②この特別約款で対象とならない貨紙幣類・有価証券

- ・新株券(注)、金・銀・白金の地金、家計用の貨紙幣類・有価証券
 - ・被保険者以外の法人または個人より輸送または保管を伴う業務を受託したもの
 - ・被保険者が交通費・旅費等の経費として使用する目的で、役員・使用人に引き渡した以降の現金・乗車券・定期券等
 - ・使用有効期限が設定されているものでこれを経過した後のもの
 - ・電子マネー、キャッシュカード、デビットカード、クレジットカード
- (注)新株券とは以下のものをいいます。

- ・株式会社の設立に伴い発行される株券
- ・株式会社の増資に伴い発行される株券
- ・株式会社の合併に伴い発行される株券
- ・株式会社の減資に伴い発行される株券
- ・株式会社の商号変更に伴い発行される株券

- ・株式額面の引き上げ、引き下げに伴い発行される株券
- ・株式の分割に伴い発行される株券

※この特別約款の対象の詳細については、取扱代理店・扱者または弊社までお問い合わせください。

③お支払いの限度と免責金額(自己負担額)について

- ・支払限度額

貨紙幣類	1,000万円から5,000万円を設定できます。
貨紙幣類・有価証券合算	1,000万円から5,000万円を設定できます。ただし、貨紙幣類の1事故支払限度額を下回することはできません。

- ・免責金額(自己負担額):0円、30万円または100万円を設定できます。

④即時払のお取扱いについて

公示催告手続き(株券の場合は喪失株券の失効手続き)を行っていただいた後、最終的な損害額の確定前に一定額を限度に即時払をいたします。即時払の1事故支払限度額は1,000万円です。

⑤保険価額と保険金額

保険価額は、貨紙幣類・有価証券特別約款記載のとおりとし、保険金額は保険価額と同額とします。

●保険期間および補償の開始・終了時期 **契約概要** **注意喚起情報**

お客さまが実際に契約する保険期間については、保険申込書の「保険期間」欄で、補償の開始・終了時期については「保険の約款」等にてそれぞれご確認ください。

3. 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1) 保険料の決定の仕組み **契約概要**

保険料は、補償内容(特約の有無を含みます。)・支払限度額・保険料の算出基礎数値等により決まります。お客さまが実際に契約する保険料については、保険申込書の保険料欄でご確認ください。

(2) 保険料の払込方法 **契約概要** **注意喚起情報**

保険料の払込方法は、ご契約と同時に全額を払い込む一時払と、複数の回数に分けて払い込む分割払があります。

また、払込手段は銀行振込、口座振替等があります(注)。なお、保険期間が始まった後であっても、弊社が保険料を領収する前に生じた事故による損害については、保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

(注)銀行振込などの場合は着金日が保険料の領収日となります。払込みの控えは保険証券がお手元に届くまで大切に保管してください。

(3) 保険料の払込猶予期間等の取扱い **注意喚起情報**

保険料を複数の回数に分けて払い込みいただく分割払で契約をされた場合、第2回目以降の分割保険料は、毎月の払込期日(注)までに払い込みください。払込期日後1か月を経過した後も分割保険料の払い込みがない場合には、その払込期日の翌日以後に生じた事故による損害に対しては、保険金をお支払いできません。また、ご契約を解除させていただく場合がありますので、ご注意ください。なお、保険料の払込猶予期間は保険種類や保険料の払込方法によって異なりますのでご注意ください。

(注)口座振替の場合、金融機関所定の振替日が保険料払込期日となります。

4. 満期返戻金・契約者配当金

契約概要

この保険には、満期返戻金・契約者配当金はありません。

II. 契約締結時におけるご注意事項

1. 保険申込書のご確認

お客さまのご意向に基づき、弊社にて別紙「保険申込書」のとおり、契約プランをご案内していますので、ご意向に沿った内容であるかご確認のうえ、ご契約ください。また、「保険申込書」の記載内容に誤りがないかについてもご確認ください。

2. 告知義務

注意喚起情報

ご契約者、被保険者には告知義務があり、取扱代理店・扱者には告知受領権があります。

告知義務とは、ご契約時に告知事項について、事実を正確にお知らせいただく義務のことです。

告知事項とは、危険に関する重要な事項として弊社が告知を求めるもので、保険申込書に告知事項として明示している項目のことです。この項目が、事実と違っている場合、または事実を記載しなかった場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、「保険申込書」の記載内容を必ずご確認ください。

特に「保険申込書」において※印を付した以下の項目についてはご注意ください。

主な告知事項
<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者名(保険の補償を受けられる方であり、保険の対象の所有者等) ・業種(製造業・卸売業・小売業・建設業:具体的に記入していただきます。) ・年間売上高(注)(前期の決算書(損益計算書)の写しをご提出ください。) (注)建設業の場合は、直近の年間売上高から外注費を控除した額とします。 ・この保険契約と同一の損害を補償する他の保険契約の有無(共済契約も含む) など

※告知等変更特約が適用される契約には、申込書(付属する明細書を含みます。)の記載事項全てが告知義務となります。

3. クーリングオフ

注意喚起情報

この保険は、ご契約のお申込み後に、お申込みの撤回またはご契約の解除(クーリングオフ)を行うことはできません。

III. 契約締結後におけるご注意事項

1. 通知義務等

注意喚起情報

(1) ご契約者または被保険者は、ご契約の後、「保険申込書(付属する明細書を含みます。)」の記載事項に変更が発生した場合は、事前に(事前に変更の事実を把握できない場合は、遅滞なく)取扱代理店・扱者または弊社にご通知ください。変更の内容によってはご契約を解除させていただくことやご通知がない場合、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

特に「保険申込書」において☆印を付した以下の項目についてはご注意ください。

主な通知事項
<ul style="list-style-type: none"> ・特定保管場所 など

(2) ご契約者の住所または通知先を変更した場合には、遅滞なく取扱代理店・扱者または弊社にご通知ください。

2. 解約時の返還保険料

契約概要 注意喚起情報

ご契約を解約する場合は、取扱代理店・扱者または弊社に速やかにお申し出ください。
期間建のご契約の解約に際しては、ご契約の保険期間のうち未経過であった期間に対する保険料を返還することや、既に経過した期間に対して払い込まれていない保険料がある場合は、その保険料を請求することがあります。

3. 保険証券の保管

保険証券は、保険契約の内容を記載している重要な書類です。保険証券の表示内容および保険の約款等をご確認のうえ、大切に保管してください。

IV. その他ご留意いただきたいこと

1. 取扱代理店の権限

注意喚起情報

取扱代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店にお申し込みいただき有効に成立したご契約は、弊社と直接契約されたものとなります。

2. 保険会社破綻時等の取扱い

注意喚起情報

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、弊社も加入しています。この保険は、保険契約者が個人・小規模法人(破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下の法人をいいます。)またはマンション管理組合である場合に限り、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります。補償対象となる場合には、保険金や返還保険料は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

3. 個人情報の取扱い

注意喚起情報

弊社は、この契約に関する個人情報を次の目的のために利用します。

- ① 保険契約のお引受け、ご継続・維持管理および保険金・給付金等のお支払い
- ② 日本におけるグループ会社・提携会社等が取り扱うサービスや各種商品のご案内・提供、ご契約の維持管理
- ③ 弊社業務に関する情報提供および運営管理、商品・サービスの充実
- ④ お客さまとのお取引および弊社の業務運営を適切かつ円滑に履行するために行う業務
- ⑤ その他上記に付随する業務

また、次の場合に本契約の個人情報を外部へ提供することがあります。

- ① 利用目的の達成に必要な範囲内において、業務を外部(弊社代理店を含みます。)へ委託する場合
- ② 再保険(再々保険以降の出再を含みます。)の手続きをする場合(外国にある事業者との手続きを含みます。)
- ③ ご本人の保険契約内容を保険業界において設置運営する情報制度に登録する等、保険制度の健全な運営に必要であると考えられる場合
- ④ その他法令に根拠がある場合

ただし、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、各種法令に従い、業務の適切な運営の確保およびその他必要と認められる範囲に限定します。また、個人番号(マイナンバー)を含む特定個人情報の利用目的は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(番号法)に定められている範囲に限定します。

上記に関わる個人情報の取扱い(プライバシーポリシー)の詳細は、弊社のホームページをご覧ください。

(URL : <https://www.aig.co.jp/sonpo/company/direction/privacy-policy>)

4. 重大事由による解除

次のいずれかに該当する事由がある場合には、弊社は保険契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

- (1) 保険契約者または被保険者が弊社に保険金を支払わせる目的で損害を生じさせた場合
- (2) 保険契約者または被保険者が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- (3) 被保険者が保険金請求について詐欺を行った場合 など

5. 事故が起こった場合

事故発生のご連絡をいただいてから、保険金のお受け取りまでの一般的な流れは、次のとおりです。お客さまのご契約内容、事故の状況などにより手続きが異なることもありますので、ご遠慮なく取扱代理店・扱者または弊社までお問い合わせください。

● 保険金のお支払いの流れ

事故発生のご連絡から、保険金のお受け取りまでの一般的な流れは次のとおりです。

Step1:事故発生のご連絡	お客さま
<input type="checkbox"/> 事故状況などについて、取扱代理店・扱者または弊社までご連絡をお願いします。 盗難事故などについては、すみやかに所轄警察署に届け出てください。 <input type="checkbox"/> 補償内容が重複する他の保険契約等がある場合は、お申し出ください。 <input type="checkbox"/> 損害を被った貨物は確認が必要ですので、弊社の調査前に処分されないようお願いします。	
Step2:事故対応のお打ち合わせ	弊社
<input type="checkbox"/> 必要に応じて、事故状況の詳細・貨物の損害状態を確認します。	
Step3:必要書類のご案内など	弊社
<input type="checkbox"/> 保険金請求に必要な書類についてご案内します。	
Step4:必要書類のご手配・ご提出	お客さま
<input type="checkbox"/> 保険金請求書に必要な書類のご手配をいただき、ご提出をお願いします。	
Step5:ご請求内容の確認	弊社
<input type="checkbox"/> 保険金をお支払いするために必要な確認をします。 <input type="checkbox"/> お支払いする保険金の額を算出し、保険金をお支払いします。	
Step6:保険金のお受取り	お客さま

指定された口座に振り込まれたお支払い金額のご確認をお願いします。

※即時払制度があります。

手形などに保険金支払の対象となる事故が発生した場合、公示催告手続きをしていただいた後、最終損害額が確定する前に、一定額を限度に即時払います。ただし、詳細については、「保険の約款」にてご確認ください。

※事故の発生時のご注意

損害賠償責任を補償する特約に関する事故の場合、損害賠償責任の全部または一部を被害者に対して承認しようとするときは、必ず事前に弊社へご通知いただき、承認を得てください。その際に、弊社は、被害者との示談、調停などの法律行為を行うことができませんが、被害者からの損害賠償請求に対して、その解決にあたるための助言、協力を行うことができます。弊社の承認のないまま被害者に対して損害賠償金額の全部または一部を承認された場合は、保険金をお支払いできない場合があります。

●保険金請求に必要な書類

保険金のご請求にあたっては、下記の書類をご提出いただけます。保険金のご請求に必要な書類につきましては、事故のご連絡をいただいた後にご案内します。主な書類は次のとおりです。

(1) 保険金請求書

保険金のご請求の意思と保険金お振込先の確認のためにご提出ください。

(2) 事故発生状況・日時・場所、事故の原因、事故発生の有無を確認する書類

保険金の請求に必要な書類	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事故報告書(事故日時、事故原因、発生場所、被害状況等) ・ 公的機関が発行する証明書(罹災証明書、事故証明書等) ・ 写真(貨物の損傷箇所、事故現場) 	など

(3) 輸送した貨物の内容を確認する書類

保険金の請求に必要な書類	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 送り状、納品書、出荷指図書 ・ 運転日報 ・ 仕切書もしくは輸送時の貨物の価格を証明する書類 	など

(4) 輸送した貨物の損害内容を確認する書類

保険金の請求に必要な書類	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 損害の内容(数量、程度、金額等)を示す書類 ・ 修理見積書 ・ 損害賠償請求書 ・ 示談書 ・ 先取特権に関わる書類(被害者への賠償金のお支払いを証明する書類、被害者承諾を証明する書類)(注) 	など
(注)賠償責任の保険では、保険金のお支払いに際し、被害者への賠償金のお支払いが終わっていること、もしくは、先に保険金を受取るにつき事前に被害者の承諾を得ていることが必要です。	

(5) その他保険金のご請求に必要な書類

保険金の請求に必要な書類	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄証明書 ・ 盗難被害通知兼念書 ・ 権利移転書 ・ 他者から支払われる損害賠償金、保険金、給付金を示す書類(注1) ・ 公示催告、除権決定に関する書類およびそれに要した費用明細／事故に遭った現金、小切手、有価証券が被保険者の所有であったこと、ならびにその額を立証する書類(注2) ・ 確認書(受託貨物用)(注3) 	など
(注1)被保険者が被った損害に対して支払われることが決定している、またはすでに支払われた損害賠償金、保険金、給付金等がある場合には、その額を示す書類および関連する保険証券等をご提出ください。	
(注2)貨紙幣類・有価証券等を対象とした場合のみご提出ください。	
(注3)受託貨物を対象とした場合のみご提出ください。	

※事故の内容または損害の額などに応じて、ご契約者または被保険者に対して、これら以外の書類もしくは証拠の提出または弊社が行う調査へのご協力をお願いすることがありますので、ご了承ください。

6. 保険金のお支払い

(1) 保険金のお支払い時期

弊社は、保険金請求に必要な書類をご提出いただきご請求の手続きが完了した日(以下「請求完了日」といいます。)からその日を含めて30日以内に、保険金を支払うための必要事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、この期間内に必要な照会・調査が終了しない場合は、被保険者にご連絡のうえ、請求完了日からその日を含めて次の日数を経過する日までに保険金をお支払いすることがあります。

照会・調査内容	日数
事故の原因、事故発生の状況等を確認するために、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査の結果を得る必要がある場合	180日
損害の程度、事故の原因、損害の発生と事故との関係等を確認するために、専門機関による鑑定等の結果を得る必要がある場合	90日
災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域において、事故発生の状況、損害の額等の確認のために必要な調査を行う場合	60日
事故発生の状況、損害の額等の確認、弊社が支払うべき保険金の額を確定するための確認を日本国内において行うための代替的な手段がなく、日本国外において必要な調査を行う場合	180日
損害を受けた対象の貨物、損害発生事由もしくは損害発生形態が特殊である場合または多数の貨物が同一事故により損害を受けた場合または共同海損が宣言されたことにおける、専門機関による鑑定等の結果の照会を行う場合	180日

(2) 他に同様の補償をする保険契約(共済を含みます。)がある場合のお支払い方法

- ①他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。
- ②他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
損害額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額に対して、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。ただし、建設業に携わるお客さまについては、その保険契約が弊社の契約の場合、自動セットされる「保険の対象変更特約(国内物流総合運送保険 建設業用)」により、損害額から、国内物流総合運送保険特別約款で支払う残存物取片付け費用、臨時費用、検査諸費用、納入継続追加費用の損害を除き、他の保険契約等で支払われる金額を超える部分についてのみ保険金が支払われます。

(3) 請求権代位

保険金をお支払いするその原因が第三者にあり、被保険者が損害賠償請求権その他債権を取得した場合、その債権は弊社に移転します。ただし、移転するのは次の額を限度とします。

- ①弊社が損害の額の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額
- ②①以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額
- ②の場合において、弊社に移転せずに被保険者が引続き有する債権は、弊社に移転した債権よりも優先して弁済されます。

(4) 保険金請求権の時効

保険金をご請求いただける期間は、「保険の約款」に定める保険金請求権が発生した時の翌日から3年間

です。時効期間を超えた場合は、保険金をお支払いできなくなります。なお、ご契約の継続にあたっては、保険金の請求に漏れがないかご確認ください。

(5) 損害賠償請求権者の先取特権

賠償責任について補償する特約がセットされているご契約の場合、事故にかかわる損害賠償請求権者は被保険者の弊社に対する保険金請求権について先取特権を有します。

7. 共同保険契約

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、幹事保険会社が他の引受保険会社の業務・事務の代理・代行を行います。引受保険会社は、各々の保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

お問い合わせ先

1. 保険に関するお問い合わせ・ご相談・ご不満・ご意見

取扱代理店・扱者または下記までご連絡ください。

●商品・ご契約内容に関するお問い合わせは
0120-016-693(通話料無料)

受付時間:

平日・土・日・祝日 午前9時～午後5時
(年末年始を除きます。)

●弊社への苦情・ご不満を承る窓口は
お客さまの声室

0120-246-145(通話料無料)

受付時間:午前9時～午後5時
(土・日・祝日・年末年始を除きます。)

2. 事故のご報告

取扱代理店・扱者または下記までご連絡ください。(事故以外のお問い合わせは上記1.へご連絡ください。)

事故のご報告・保険金のご請求に関するお問い合わせは
0120-01-9016(通話料無料)

受付時間:24時間365日

3. 弊社の契約する指定紛争解決機関

注意喚起情報

弊社との間で問題を解決できない場合には、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた下記のいずれかの指定紛争解決機関に解決の申立てを行うことができます。なお、同一事案におきまして、双方の指定紛争解決機関に申立てを行うことはできません。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

0570-022808 <ナビダイヤル 全国共通・通話料有料>

受付時間:平日 午前9時15分～午後5時

(土・日・祝日および12月30日～1月4日を除きます。)

※電話会社の通話料割引サービスや料金プランの無料通話は適用されませんので、ご注意ください。

※電話リレーサービス、IP電話からは、同協会ホームページの「そんぽADRセンターの連絡先・所在地」に記載の直通番号へおかけください。

一般社団法人日本損害保険協会のお客様対応窓口で、保険業法に基づく指定紛争解決機関として、損害保険会社の業務に関連する苦情の受付や紛争解決の支援を行っています。また、損害保険に関する一般的なご相談に対応しています。詳しくは、同協会のホームページをご参照ください。

<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>

一般社団法人保険オンブズマン

03-5425-7963(通話料有料)

受付時間:平日 午前9時～12時、

午後1時～5時

(土・日・祝日・年末年始等を除きます。)

詳しくは、一般社団法人保険オンブズマンのホームページをご覧ください。

<https://www.hoken-ombs.or.jp/>

※IP電話をご利用の場合、IP電話の規程により通話料無料の電話番号がご利用になれない場合があります。